平成２６年（フ）第４１７号
千葉市稲毛区黒砂台１丁目24番１号　稲毛ロイヤルハイツＢ７号
債務者　都築　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３３号
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地３棟310号
債務者　奥原　光子（旧姓香野）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４５号
千葉市若葉区愛生町80番地３　ボナールコート102号
債務者　富永　　真
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2364番地
債務者　森江　　忠
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１３３号
新潟市東区東明６丁目745番地　ユーコーハイツ205号
債務者　幸村　文雄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８５号
新潟県五泉市赤海１丁目12番14号
債務者　堀　　慶子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目254番地ＡＯＩマンション201号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３６号
山梨県北杜市高根町下黒澤1972番地
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
山梨県甲府市山宮町2355番地２　コーポ森105
債務者　小松　一生
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢171番地１　梅林第３団地２－Ｂ
債務者　清水真由美（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
長野県安曇野市穂高有明2991番地55
債務者　神澤　由美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２３７号
岐阜県瑞穂市馬場前畑町３丁目28番地　プランドール202号
債務者　野原三菜子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８０３号
名古屋市中川区大当郎３丁目2503番地　サンハイツＤ106号
債務者　久田　倫也
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５９号
愛知県尾張旭市庄南町１丁目12番地２　レジデンス庄南305号、従前の住所愛知県尾張旭市庄南町３丁目１番地30　サウスヒルズ101号
債務者　堤　　正之
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４号
三重県鈴鹿市東磯山４丁目20番17号、前住所三重県鈴鹿市南堀江２丁目25番25号
債務者　北廣　敦子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６６号
三重県伊賀市阿保718番地の３
債務者　松野　久栄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目565番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北１丁目553番地
債務者　奥村　紀和
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部